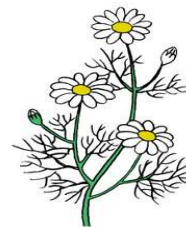


若年がん患者の方への療養支援事業のご案内



始良市では、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、ご本人及びご家族の負担を軽減することを目的として40歳未満のがん患者の方の在宅における生活を支援しています。

対象者（1から3の要件のすべてに該当する方が対象です。）

1. 始良市に住所を有する40歳未満の方（1年以上在住している方）
2. 治癒を目的とした治療を行わないがん患者の方
（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
3. 在宅生活の支援及び介護が必要な方

- ・所得制限はありません。
- ・他の制度において同様のサービスを利用することができる場合、この制度の対象になりません。

支援サービスと上限額

下の表の上限額の利用料の9割相当額を助成します。（生活保護受給者は全額助成）

年齢		サービス内容等	上限額
0歳から17歳		訪問介護及び訪問入浴介護に係るサービス	月額5万円
18歳から 19歳まで	小児慢性対象者	訪問介護及び訪問入浴介護に係るサービス	月額8万円
	小児慢性特定疾患対象外	訪問介護及び訪問入浴介護に係るサービス	
20歳から39歳まで		福祉用具貸付利用料	1人につき5万円
		福祉用具購入費	
0歳から39歳まで		認定にかかる経費（医師の意見書）	1人につき5千円

- ・18歳から19歳までで、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成を受給していない場合は、20歳から39歳までのサービスを受給できます。
- ・20歳から39歳までの訪問看護及び訪問介護及び訪問入浴介護に係るサービス費と福祉用具貸与の利用料の合計として8万円を上限とします。

利用の流れ



1.利用申請

始良市若年末期がん患者に対する療養支援申請書と意見書を健康増進課に提出してください。

2.利用認定の通知

申請内容を審査し、始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業利用認定通知書を送付します。

3.サービスの利用

サービス提供事業者等（介護保険法に基づき指定された事業者）へ依頼し、サービス利用を開始してください。

4.サービス利用料の支払い

利用者は、請求ごとにかかる利用料の1割を負担してください。

5.居宅サービス等の利用料の請求

サービス等利用料の助成金の「請求者」は、「申請者」又は「助成金の請求及び受領に関する委任を受けた事業者等」とします。

「申請者」が、利用料の全額を支払った場合は、始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業助成金交付請求書と始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業実施報告書及び領収書を添付し、請求してください。

「助成金の請求及び受領に関する委任を受けた事業者等」は、利用料から申請者が事業者等に支払った額を除いた利用料に相当する額を、始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業助成金交付請求書及び始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業実施報告書により請求してください。

※助成金の請求及び受領をサービス提供事業者に委任しないときは、利用料の10割を申請者負担分として事業者等に支払ってください。

申請書類

- 始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業利用申請書
 - 意見書
 - 始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業変更（廃止）申請書
- 注：氏名や住所などに変更があったとき、または、利用する必要がなくなったときは、変更（廃止）申請書を提出してください。

助成金請求に必要な書類

- 始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業助成金交付請求書
- 始良市若年末期がん患者に対する療養支援事業実績報告書

申請場所

住所：〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地
窓口：始良市役所 保健福祉部 健康増進課 成人保健係
TEL：0995 - 66 - 3293 FAX:0995 - 67 - 0095



※利用されたい方は、事前のご連絡をお願いします。お電話・窓口での対応は、市役所の開庁時間内（平日午前8:30～午後5:15まで）となります。